

第 25 回 協 議 会

(平成 16 年 4 月 19 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 5 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 4 月 1 9 日

開催場所 西伯町役場 2 階 大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 板 秀樹 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 会見町総務課長 米原 俊一
西伯町総務課長 藤友 裕美 西伯町町民生活課長 前田 和子
会見町福祉保健課長 檀田 明美 西伯町健康福祉課長 松原日出雄
会見町産業課長 三鴨 義文 西伯町産業課長 生田 和久
西伯町教育委員会次長 長尾 健治 西伯町教育委員会主幹 加藤 晃

(開 会 13時30分)

奥山室長 それでは、ただいまより、西伯町・会見町合併協議会の第25回会議を開会をさせていただきます。

最初に、先週の防災行政無線によりまして、本日の会議の案内の放送につきまして、会場を間違えて放送しておりまして、これをすぐ訂正いたしまして放送いたしましたので、おわびと御報告をさせていただきます。

それでは、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員、それから西伯町の板委員が欠席でございます。したがって、現在、委員17名のうち、15名の方が出席でございます。本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立することとなっております。したがって、本日の会議は成立することを報告いたします。

では、日程に従いまして、進めさせていただきます。

まず会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりごあいさつをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今日は第25回会議ということで合併協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございました。久しぶりの雨も降って、ほっとした一日じゃあないかなと思っておりますが、委員の皆様方には日ごろは合併協議、何かとお世話になっておりまして、厚くお礼を申し上げます。

今朝の新聞によりますと、気高町では住民投票開催されまして、結果は大型合併を選択されたという、真新しいニュースが流れておりました。また智頭町では来週でしょうか、2度目の住民投票をなさるといってございまして、また日野・江府の合併協議について、5月に江府町の方で住民投票をするというようなことで、なかなかいずこも難しい状況を抱えておられるなというように思っておるわけでありまして。

そういう中であって、西部では一番最初に合併をするわけでございまして、他の合併協の模範になるような、一つの進め方というものを私ども、やっていかんといけんというように思っておりまして、引き続きまして御協力をよろしくをお願いを申し上げたいと思っております。

合併協の方でございまして、先般、4月の15日に、まちづくり委員会第2ステージということで委員さんにお集まりをいただきまして、にぎやかにスタートを切らせてい

いただきました。いろいろな御意見が出ましたが、今回は委員さんの中から司会役、進行役をお願いして進めていただいた、従来のやり方とは若干違った、委員さん自らの手による委員会の運営というようなスタートを切らせていただきまして、大変私はよかったのではないかというように思っております。右と左と全く意見の違うようなこともありましたけれども、最終的には委員さん方の良識で収斂していくものというように思っております、大いに今後の活動に期待をしたいというように思っておりますのでございます。

それから、全国的な状況を若干申し上げておきたいと思えます。御案内のように、国の三位一体改革ということが行われておりまして、今日お手元にも資料としてお配りをおるといふように思いますが、全国知事会が三位一体改革の取り組みについて申し入れをしているところでございます。じっくり見ていただければいいと思えますけれども、こういうことではやれんと、地方はやれないという概要でございます。何とか地方の言い分といたしましうか、を生かした三位一体改革にならんといいけんといふことでございます。

私ども地方6団体と言われております団体がございます。全国町村会、市長会、知事会、あるいはそれぞれの議長会、6団体でございますけれども、全国、この6団体は、5月の25日に東京の武道館で総決起大会をして、政府に相当な圧力団体といたしましうか、圧力をかけていかんといけんといふことで、申し合わせをして予定をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、財政計画などで見込みましたまちづくり計画は、早速見直しをしなければいけん、こういう状況にあるわけでございます、特に合併特例債、全国で今5,000億円ぐらい予定されておりますけれども、これが公債費の減少によりまして、もうほとんど吸収されてしまっているというような状況もあるわけでございます、住民の皆さん方にいろいろ夢も語ってきましてけれども、三位一体改革次第で、その夢も水泡に帰すというようなことも憂慮されているわけでございます。そういうことも十分に考えながら、しかしなお、合併の成果というものは実らせていかんといけんといふように思っております、ひとつそういうことを踏まえ、今後の合併協議に臨んでいただきますように、よろしく願いを申し上げて、開会に当たりましての会長のごあいさつにかえたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長がなるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたし

ます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、私の方で進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

日程に従いまして、3番、議事録署名委員の指名でございますけれども、塚田勝美委員、佐伯勝人委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

4番、(1)老人福祉業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思ひます。事務局から説明してください。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第1号、老人福祉業務の取り扱いについて。平成16年2月26日開催の第23回会議において確認された老人福祉業務について、在宅介護支援センター及び介護予防支えあい事業のうち、外出支援サービス事業については、平成16年3月30日開催の西伯町・会見町合併協議会第24回会議提案事項第1号のとおりとするものでございます。

前回の24回会議におきましては、説明を専門部会の方でいたしましたが、それについての質問等はございませんでした。どうかよろしく御審議のほどお願ひいたします。

坂本会長 ただいまの事務局の説明でございますが、ご質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、原案のとおり決定をしたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

協議事項2番でございます。平成16年度当初予算成立後の見直し事項についてを議題といたします。

事務局から説明してください。

事務局。

奥山室長 失礼します。3ページ議案第2号、平成16年度当初予算成立後の見直し事項についてということで、平成16年度当初予算成立により各町の取り扱い状況が変更されたことに伴う事務事業の取り扱い方針の見直しについては、別紙、協議事項のとおりでございます。

それぞれ部会が分かれておりまして、順番に部会ごとに御説明をさせていただきたいと

いうふうに思っております。

まず総務企画部会、住民福祉部会、産業経済部会、教育部会、から順番にそれぞれの担当課長並びに担当者より御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 前田課長。

前田課長 そういたしますと、総務部会、地方税の取り扱いについて御説明申し上げます。

初めに、納期前納付に対します報奨金でございます。これは町県民税及び固定資産税に対します前納報奨金でございます。西伯町におきましては平成 16 年度の取り扱いといたしまして、報奨金は交付しないといたしたものでございます。したがって、これは会見町のみ制度となりまして、調整方針といたしまして、変更前は両町の制度を継続するものでございましたが、変更後におきましては、平成 16 年度は各町の例により、また平成 17 年度以降は西伯町の例といたすものでございます。

2 ページをお開きください。納税組合の報奨金でございます。西伯町におきましては、平成 16 年度におきましては戸数割及び納税割、納税額に対するもの、ともに前年の 2 分の 1 の報奨金といたしたものでございます。会見町は変更ございません。したがって、調整方針でございますが、変更前が新町において構成するとしておりましたが、変更後といたしまして、平成 16 年度は各町の例により行い、また平成 17 年度以降は新町において調整するものでございます。以上でございます。

坂本会長 松原課長。

松原課長 住民福祉部会、健康対策業務の関係で説明をさせていただきます。

まず予防接種でございますが、中学 3 年生インフルエンザですが、変更後は実施しないというものでございます。結果、調整方針は合併時から両町の例による、すなわちインフルエンザを実施しないものとするものでございます。

続きまして献血事業でございますが、献血記念品をそれぞれありましたけれども、変更後は記念品なしとするものでございます。調整方針でございますが、変更後におきましては、合併時から西伯町の例による、記念品なしとするものでございます。ちなみに、日赤の方では記念品を出されておりますので、それで継続させます。

続きまして乳幼児健診でございますが、西伯町では 5 歳児健診を歯科検診あわせまして実施しておったところでございますが、会見町では当初、変更前は検討すべきということ

でしたが、変更後は健診も同様に行っていく。ただし、その健診は歯科検診が入っておりません。したがって、調整方針としては、西伯町の例によるとしておりますが、歯科検診を含めたもので西伯町の例によるということによっていきたいと思っております。以上でございます。

前田課長 住民福祉部会、環境業務でございます。4ページをお開きください。

リサイクル事業でございますけれども、交付単価の変更でございます。変更前はキログラム当たり3円のを、変更後2.5円の奨励金といたしたものでございます。

続きまして、5ページの老人福祉業務でございます。老人福祉業務の高齢者慶賀事業でございますけれども、記念品の変更でございます。変更前が88歳、95歳以上に記念品、95歳には銀杯をお贈りし、お祝いをしておりましたが、変更後といたしまして、95歳以上の方を対象にお祝いするように変更いたしましたものでございます。

ここで一つお断りを申し上げなければなりませんけれども、平成15年度より95歳銀杯は廃止しており、95歳以上に含めました記念品のみといたしておりましたが、協議会の議案を修正せずに、そのまま提案申し上げておりました。大変申し訳ございませんでした。また、88歳米寿のお祝いにつきましては、16年度より廃止するものでございます。したがって、会見町はそのまま変わりございませんので、調整方針といたしまして、変更前、記念品は88歳、95歳、品目は新町で協議といたしておりましたが、変更後は西伯町の事業変更が生じたために、新町で調整することといたします。

6ページをお開きいただきたいと思っております。就学前小児医療費助成制度についてでございます。これは西伯町におきましては医療保険の自己負担から一部負担金を控除した額を助成しておりました。これは対象が4歳から6歳まででございます。会見町におきまして、変更前、この制度がございましたけれども、16年度から西伯町と同じく、助成事業を実施いたします。したがって、課題は両町とも同じ制度でございますので、このまま両町の例により、今後実施いたしたいと思っております。以上でございます。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 産業経済部会の方、7ページの御説明いたします。

土地改良区の補助金でございますけれども、西伯町土地改良区補助金と、西伯町の欄ですけれども会見地区土地改良区補助金がそれぞれございましたが、これは予算段階で0円ということになりました。会見町の欄につきましても、会見土地改良区、これも変更後が0円となりました。提案当時、会見土地改良区の方の賦課事務が15年度で終わって、

16年度の動向というのが存続されてどういう形態で運営されるのかということがはっきりしておりませんでしたので、そういった提案をさせてもらってございましたけれども、課題のところ、16年度からは各改良区とも独自財源による運営をされるようになりましたので、補助金を廃止することといたします。調整方針ですが、変更前は新町において調整するというふうにしておりましたが、変更後で16年度から廃止するというふうにさせていただきます。

次に有害鳥獣対策の中の有害鳥獣対策駆除部分ですけれども、西伯町の欄の中のイノシシ捕獲奨励金、1頭につき1万円というのがありましたけれども、これは予算で0円ということで上がりました。会見町の方では、従来どおり1頭につき1万円の予算化をしております、課題としましては、それぞれ駆除対象の鳥獣が違うということがありまして、調整方針としては、西伯町の場合は0円で奨励金なしですので、16年度はそれぞれ西伯町はなしですが、会見町は今の制度で1頭1万円をそのまま継続させていただきます、17年度から新町で再度調整をさせていただくということで向かいたいと思います。

それと、イノシシの進入防止柵設置補助ですが、これはトタン板とかそういった防止さくではなくて、捕獲の檻の部分ですけれども、西伯町の場合は変更前が県2分の1と町の2分の1という形でありましたけれども、変更後のところで県が3分の1、町が3分の1、受益者3分の1ということで予算化がなされました。会見町は、この檻の制度といいますのは2分の1、2分の1のままですけれども、16年度以降の継続ありませんで、予算計上を要求しておりませんので、課題としましては、それぞれ現状では負担の割合は異なりますけれども、調整方針の中でまとめさせてもらっておりますように、変更前の17年度以降は新町で調整するというところを、西伯町に合わせさせてもらいまして、17年度以降は西伯町の例によるということで、3分の1の補助制度に合わせたいというふうに考えます。

次のページですが、8ページでございます。商工振興の中の製品販路づくり支援事業の中の、これは西伯町だけの制度でありまして、50万円の事業ということで提案がございましたが、これを廃止ということになりましたし、あわせまして、その次のプレミアム商品券発行ということで、これも廃止ということに制度がなりました。したがって、調整方針の方で変更前の西伯町の例によるというふうにしてございましたけれども、それぞれ16年度より廃止するというふうにさせていただきます。

それから、観光振興のところの観光協会育成事業ですけれども、事業費の欄が網かけが

かけてございます。変更前が 56 万円のもの、予算査定の結果、変更後を 50 万円に、6 万円の減で行ったというものでございます。これは調整方針等、変わらずでやっていただきたいと思っております。以上です。

坂本会長 長尾次長。

長尾次長 9 ページの教育部会、学校教育業務について説明させていただきます。

まず、小学校、外国語指導助手についてでございますが、西伯町におきましては変更前、英語指導主事を配置、教育委員会所属小学校配置を週 40 時間、1 名としておりますが、変更後、指導主事の配置は教育委員会職員が兼務するということでございます。会見町さんの方はそのままございまして、課題としては各校への配置が課題となるところであります。調整方針でございますが、各町の体制をそれぞれ引き継ぐということで、平成 17 年度以降は新町で検討するというようにいたしております。

続きまして学校体育施設の開放事業でございますが、変更前は体育館、これは小学校でございますが、体育館、第 1、第 3 土曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までの時間で、対象といたしましては、西伯小学校児童及びその保護者の皆様ということにしております。管理委託につきましてはシルバー人材センターに管理を委託して、学校長期休業日は休止するというふうにはいたしておりましたが、変更後、体育館につきましては時間指定なし、対象も指定なし、一般開放ということで、管理委託は委託を廃止して教育委員会が管理をするということにいたしております。会見町さんはそのままでございます。課題の方も変更はございませんので、調整方針の方も変更はございません。

次に中学校でございます。緊急地域雇用創出特別基金事業でございますが、変更前は図書館司書 1 名、別に臨時職員が 1 名、司書数は 2 名、7 時間勤務で非常勤、時給 790 円、図書館の利活用を支援するというものでございましたが、変更後、図書館司書なしということでございます。

続きまして、10 ページをごらんください。中央公民館の職員配置でございます。館長につきまして、変更前は館長、非常勤 1 名でございましたが、変更後は館長、教育長兼務 1 名というふうにさせていただきます。

続きまして公民館報でございますが、変更前は発行は隔月発行、発行部数は全戸配布 2,500 部でございました。配布は区長文書でお願いするというので、ページ数、A4 判の 8 ページ、編集は公民館、教育委員会で行う、印刷は外部発注、予算は 15 年度実績で 63 万円ということでしたが、変更後は公民館報さくらを平成 16 年度から廃止し、広

報さいはくに4ページのコーナーを設けるといふうにいたしております。調整方針といましては、変更前は各町の事業をそれぞれ継続する、平成17年度以降は新町で調整するというごさいでしたが、変更後は合併時に西伯町の例によるというごさいです。以上で教育部会の方の説明を終わらせていただきます。

坂本会長 ただいま当初予算成立後の見直し事項について、それぞれ担当課長の方から説明をいただきました。

皆様方の御意見や御質疑をいただきたいと思ひます。

佐伯委員。

佐伯委員 この16年度当初予算成立後の見直しというごさいですが、これを受けの、いわゆるその後、各総務部会から始まって教育の関係のところまで、それぞれの見直しがなされてきたわけですが、この前段の当初予算成立というごさいで、議会の方につきましてはそれぞれ予算なり、あるいはそれに見合った考え方等も十分に勘案されて審議されてきたと思ひておりますが、それに対して、私どもがなかなか分からない面もたくさんあるんじゃないかなと思ひておりますので、こういう経緯、この予算的な措置の裏づけ等々に関したことを若干掻い摘んで、会長の方からでも御説明願えればというふうに考えるわけですが、いかがなものでしょうか。

坂本会長 私の方でちょっと概略を説明させていただきたいと思ひます。

総論としましては、三位一体改革などによる急激な地方交付税の落ち込みがごさいまして、予算編成過程で予算が上手く組めないという事情がごさいました。とにかく節約するものは節約してやっていこうというようなことで、できるところから手をつけさせていただいたということなんです。

特に、それぞれの両町基金を持っておるわけですがけれども、基金に食い込まんとして予算が組めないというぐらゐの状況でございまして、これは大変財政計画などに与える影響は大きいわけですがけれども、当面の削らんと次へ進まんわけでございまして、このような措置にさせていただきます。

この結果については、財政的にはそんなに大きな額ではないわけですが、困るほどの額ではないわけですがけれども、しかしこういうことを一つずつ積み上げていけると、本当の意味での財政改革には臨めませんし、三位一体改革に対応できるような状況ではないわけがあります。

それと、心配しましたのが、両町で合併を進めてきた調整方針がごさいます。この調整

方針等変わるということが心配なわけですが、1,880 項目ですか、これだけの調整を進めてきて、ほとんどの部分は大体調整方針どおり予算的にも措置されておりますので、いささかの変更ということについては、このような事情を説明してご理解をいただきたいということでさせていただいております。

そういう財政的な面と、それからもう一つは、調整を進めてきた、この1年間の長いプログラムの中で、調整方針を決定してしまってから後に住民の皆さん方、いわゆる自治会長さん方の方からの御要望で変えた部分もございます。それは配布物が非常に多くて大変なので、広報関係を一本にまとめてくださいというような話もございまして、そういうことはそういう部分に配慮をさせていただいておるというところもございます。

それからもう一つは、補助団体の対応によって、うちの調整方針を変えたということもございます。これは特に土地改良区関係でございますけれども、これは当初はそういう考えであったわけですが、補助団体の方で新たなスタイルを模索、そういうことで調整方針を変えたというようなこともございます。

大体3つぐらいに収斂されるのではないかと思いますけど、私の方から概括的にご説明させていただきました。

佐伯委員 よく理解ができました。ただ、こういうことで今後は各町、合併間近になっておりますが、住民の方々が今までのような行政主導じゃなくて、これからは住民が主体となっている施策あるいは要望等々を積み重ねていくということが今後大事になっていきますから、そういう面での三位一体を同時に見据えるかということが重要な課題になってくると思っておりますので、それぞれひとつよろしくぜひともお願いしたいというふうに感じています。以上です。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 先ほど佐伯委員さんの方からご指摘があったことと通じるわけですが、私はこれを見せていただきまして、随分、調整方針のいろんな箇所に変更があるんだなということで、ちょっとびっくりしたようなわけですが、特に中で1、2、ちょっと具体的にお聞きしておいた方がええではなからうかというものがございまして、その点について、これは担当部局の方からのご説明をいただいた方がいいじゃないかと思いますが、質問をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございませうか。

坂本会長 どうぞ。

岡田委員 3 ページの一番上の中学3年のインフルエンザ、これが実施せずということ

になっております。言うなれば、これは住民サービスの低下の一つじゃないかなというように思っておりますが、会見町がやっていなかったからということでこういうふうになったのか、必要性がないか、この辺について、どうでしょうか、保健関係の方でお答え願えますか。中学3年のインフルエンザ、これが廃止になるという。

坂本会長 松原課長。

松原課長 インフルエンザ予防接種でございますが、ちなみに今年も大量発生等は懸念されてございますが、非常にこれは予防対策というのを重要なことは、十分意識しておりますのでございます。

町民一体となったインフルエンザ予防施策、町におきまして、その中で一環として取り組んでまいりますので、この独立な部分の扱いにつきましては従来やっておったわけでございますが、町全体として、さらに予防活動、健康保健活動に努力してまいりますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと思います。

岡田委員 了解しました。

次、2点目でございます。これは8ページでございますが、商工振興のところの製品販路づくり支援ということで、従来は会見町ではやってなかったわけですけれども、変更前の調整によって、西伯町の例によるという一応結論を出していただいて、実は私は会見町民として喜んでおったわけでございます。というのは、何年かかけて、平成の12年度に会見町が地域産物を基にした、およそ10種類の新製品を開発をいたしまして、今、販売もさせとるわけでございますが、必ずしもそれが調子良くいってあるということではございません。したがって、こういった事業の中に取り込んでいただければ、行政の力をかりて、ある程度販路拡大でもできるのではなかろうかなと、私の同志が随分かかわっておりますもんですから、随分関心を持っておったわけでございます。それが変更後の調整において、16年度より廃止ということであれば、当然、現在会見町がやっておる開発された新商品の販路拡大ということについては、いわゆる新町で支援がしていただけない、こういう結果になるわけでございますが、その辺の、西伯町さんの方はわかりませんが、会見町関係のもので、この販路拡大を見通したようなものは、産業課長さん、どうですかいな。ありますかいな。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 西伯町さんのように、こうした町が直接助成する制度等はございませんけれど、特産品ですとか、あるいは農産物の加工品等で新製品ができております。主体は大体

J Aさんをお願いして拡大を図ろうという今の方向ですけれども、当然、野の花等でも販売しております。できるだけJAさんに関わっていただきたいというのが今の考え方でございます。JAがもっと主力になって販路拡大なり、生産者の方の農産物、野菜等に関してもそうでありますけれど、そういう関わりを今、考えています。

直接行政側からこういった支援事業を持っておりませんが、西伯町さんの方が廃止ということですので、その事業については、私がこういうこと述べてよろしいのかわかりませんが、改めて南部町の中で新しい支援なり拡大なりすることを考える必要もあるのではないかなというふうには思いますが。とりあえず、この製品販路づくり支援事業では、西伯町さんは16年度は廃止ということで、うちも制度がありませんので。

岡田委員 了解しました。本当ですな、JAさんの方で取り組むということで。

最後にもう一点でございます。これは一番最後の公民館報でございます。これは公民館の老兵として申し上げたいと思いますが、これが現に両町合わせて12ページに及ぶ広報活動が館報によって行われておるわけでございますが、これが新町になりますと、新町の町報の中に、わずか4ページを割いた広報しかできない、こういうふうなことで、ちょっと寂しく思っておるわけでございます。

と申しますのは、公民館が新町誕生後の住民自治の組織的な活動の非常に大きな拠点となるということは予想されるわけでございます。したがって、ますますこういった広報宣伝の活動というものが非常に大きな役割になっていくというようなことを、私自身は予想しておるわけでございます。そういうときに当たって、非常に縮小されるということは、ちょっと残念に思っておるところでございます。

これは中央、地区館を問わず、全館がこれはすべきものだろうというふうに思っておるところでございます。この辺がちょっと調整変更後、こういうことの結果になったわけですが、先ほど会長さんがおっしゃったように、区長さん方の方から配りもんが余計だけん、ちょっと減らかいてごせと言われる、その理由もよくわかります。うちも今、区長しておりますから、大変苦しんでおりますけど。ただしかし、それもこういうふうによっぱり、各館の広報というものは、非常にどんな粗末なものでも本当に一生懸命やってるといことが本当だないかなと思っておるところでございます。

ただし、現在の公民館関係の人がやっぱ楽になってええわ、そげしてくださいやという考えなら、もう言うことありません。ちいとしゃんとせえてって言いたいぐらいです。以上でございます。

坂本会長 お答えはええですか。

岡田委員 これはもしお答えをいただけるなら、ありがたいですけれども、お答えがありますでしょうか。

坂本会長 お答えできるか。

岡田委員 お答えは強制をいたしませんけど。

坂本会長 加藤さん。

加藤主幹 従来は隔月の8ページというところでごさいます、ここ、ページ数からいえば毎月のページ、4Pですけども、ページ数としては変わりません。あと、隔月になってる関係で、記事といたしますか、そういうものについては、かなり遅れた格好になっておまして、毎月出るということで、西伯町の公民館報としては十分なものは持っていると思っています。

あと、地区館については、個別で出してることもありますし、1ページ、2ページ、独自のものを出していることもあります。

それから、会見町と重なったときに4ページといたしますと、ちょっとその分は若干スペース的には少なくなる可能性があります、もうちょっと内容等で調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

岡田委員 希望意見を申し上げます。このページ数もさることながら、やはり館報を発行する過程が非常に問題だらうと思ひます。公民館の館長さんや主事さんだけで、ばばあっと適当にこしらえて出しておるところもありますけど、やはり公民館を絶えず利用しておる、いわゆる公民館人と言つてもいいような方々の中から何人かやっぱりピックアップして編集に関わつていただひている。本気で公民館活動というものを広報していこうということであれば、やっぱりおのずと相当な手順を考慮していかなひけんというふうに思ひうわけでごさいます。これは希望でごさいますので、でき得れば新町の公民館において、そういった生き生きとした広報が行われることを期待しておるところでごさいます。済みません、えらい時間とつて。

坂本会長 橋谷委員さん。

橋谷委員 うちも班長をしておりまして、文書が大変多くて、頑張つて配つておりますけども、以前に西伯町の広報紙を見せていただきまして、大変感動いたしまして、何というですか、すごく熱心に取り組んでおられて、内容が豊かで、それを見れば町がどういふことをしとられるかいうことを手にとるようになつて、いい広報紙だなと思ひまして、

そのときに感じましたのは、今、県からとか、いろんな文書がすごくたくさんあるんですけども、この町からの広報紙というのを大切に、そこの中に組み込めることができるものなら、そこの中に圧縮して出る形での広報ができたらいいなと思って、文書は少ない方がいい、少なくなればいいなということをしごく思いました。今、岡田先生の方とちょっと重複しますが、公民館からの広報紙も中に入れてもいいなということをしごく思っておりまして、今はそういうことを感じましたけども。

それから次、4ページのリサイクル事業について、ちょっとご質問させてください。会見町は実施していないもんですから。リサイクル活動が、まだそれ実施してる人はほんのわずかじゃないかなと思うんですよね。私のジグでもなかなか活動している方が少ないようでして、部落によって違うと思いますけども。西伯町さんがこういうふうに奨励金出しておられるということをしごく私に初めて知ったんですけども、これの品目と、それからどういう、これには当然人の手が入るわけですけども、どんなふうなやり方でしとられるかということをしごく教えてやってください。

坂本会長 前田課長。

前田課長 対象でございますけれども、青少年育成町民会議と子供会育成会でございます。現在、ニュータウン地区で2団体が実施しております、対象物品は缶、瓶、牛乳パックでございます。ちなみに、昨年の実績が37,410キログラムでございます。以上でございます。

坂本会長 よろしいですか。

橋谷委員 わかりました。ちょっと私が考えてたのと違ってたので、済みません。

坂本会長 他にございませんですか。

福田委員。

福田委員 2つほどお尋ねしておきたいと思いますが、これは今日提案になりましたのは、西伯町3月議会で承認をしてきておりますので当然のことだという具合に思います。補足的に若干、状況を聞いておきたいと思いますが、まず地方税の取り扱いの関係でございます。これは5と6ということで振り分けになっておりまして、とりあえず納税組合の方の金額が半減になったということで、非常に納税組合の方、特に納税組合と自治会が中心になって納税組合と合わせてというのが実はあるわけでございます。そういう面から考えていくとするなら、いわゆる行政側の方の収納状況がどのように変わってきたんだろうかということをしごく、もうちょっとやっぱり詳しくしごくしごく必要がありはせんかなという、

後で私の方も認識を持ったわけですが。

これまで非常に口座振替の奨励を行われてきたことは事実なんです。ところが、行政側の収納というのは、納税組合を通じて集金体制をやっておるわけですが、その辺が今回、西伯町の場合、半減になった。いわゆるもう相当数が集金そのものは振り込みが多く出て、若干納税組合が、いわゆる集金するのが少なくなってきたという状況、この辺をきちっと掌握しておく必要があるし、今後の納税組合の実態と、それから行政の収納、あるいは文書取り扱いの、先ほど来から文書問題、言われておりますけども、そういう状況がどうかというのが、まず1点の質問でございます。

それから、特に一括で納めておった全納報奨金が分割ということになれば、かなり忘れる、あるいは納税意識が全般にどのように変化があるのかどうか、この辺も考えておく必要があるはしないかなと思ったようなことでございます。担当部署の方で、そういうことについての見解があれば、お聞かせをいただいております。

それから7ページでございますけども、イノシシの有害鳥獣の関係の の関係でございます。これも私は当初、柵のことが中心に考えておったものですから、当然、個人が若干経費を負担もして、収穫物を守っていくということはやむを得んだろうなという思いがしておりましたが、ただ、檻の関係と柵ということで、分けた場合に、檻というのは非常に、いわゆる個人とか、その集落、地域で保管するわけにはいかないだろうという具合に思いますんで、今後そうした設置に対する要望、地域がされるのか個人がされるのか、よくわかりませんが、相当山間地で被害がさらにどんどん出ていくということになれば、そういうような状況のときに受益者というのはどういう格好になっていくんだろうかという点を感じられますから、この2点だけ、今日段階でお感じになっておる、あるいはその段階で議論されてきた経緯等があれば聞かせておいてほしいなという具合に思います。以上、2つほど。

坂本会長 前田課長。

前田課長 初めに、全期前納報奨金の廃止についてでございますが、これは2点問題点が今まであったのではないかと考えております。

1点目は財政面でのデメリットということでございまして、現在、市中銀行の金利が大変低金利、低水準で推移している状態でございます。そういう状態の中で、市中金利の何十倍もするような報奨金を支出すること、その財政への圧迫ということを考えますと、これは下げるか廃止するかということではないかなというふうに考えております。

もう一点は不公平感でございますけれども、これは町民税についてのみ言えることと
ございますけれども、町県民税につきましては、特別徴収と普通徴収と2つございまして、
この前納報奨金につきましては、普通徴収の方のみが対象でございます、特別徴収の方
が前納しようと思っても、こういうメリットは受けられないということで、この2点につ
いて考えますときに、この制度を廃止した方がよいのではないかなというふうに判断をい
たしました。

もう一点、納税組合についてのお尋ねでございますけれども、口座振替もある程度進ん
できているところでございますけれども、納税組合に対します補助金につきましては、口
座振替、現金払い、ともに合わせたものの納期内納付に対しまして、報奨金をお支払いし
ておるところでございます。これが納税組合長さんが納付書の交付とか領収済み通知の配
布とか、大変お世話になっているところでございまして、できましたら現行のままで行け
ばよろしかったんでございますけれども、こういう状況でございますので、半分、50%と
いうふうにさせていただいたわけでございます。

納税組合自体がなくなりましたときには、納付意識の低下とか納税率、滞納がふえると
いうふうに考えられますけれども、半分にした現在、一気にそれが滞納につながるという
ふうには現在、考えておりません。以上でございます。

坂本会長 生田課長。

生田課長 生田でございます。イノシシの侵入の関係の、捕獲の檻の件でございますが、
檻の申請につきましては、基本的に各集落で区長名で申請していただくということにして
おりまして、その地域で取りまとめていただいて、地域で取り組んでほしいということで
事業をやっておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

坂本会長 他にございませんか。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ、ちょっと産業関係、これは内容じゃなくて、7ページの土地改良区
の補助金の廃止の関係、これ実は会見町の方はきれいに償還が終わったということであり
ます。西伯町の方には、なるほど事務費の補助金はカットいただいて結構なんです、償
還補助金については、実はもうあと10年ぐらいですか、残っております。したがって、補
助金をカットという、これ課題の方の表示の仕方をちょっと変えておいていただきたいな
と。事務費の補助金は廃止するということであって、債務負担行為で残っておる工事費に
関する補助金は、これカットされたらえらいことになりますんで、この表示をちょっと変

えていただければありがたいなというふうに思います。事務費補助金をカットする、廃止する。

これは直接のあれじゃないんですけども、課題の表示を、補助金をカットするちゅうことになると、すべてが補助金カットになっちゃったら、工事費補助金もカットするということに読み取りかねん。中身はそういう意味だろうと思いますけど。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 先ほどのご意見は、課題の欄の網かけの下から2行目の、補助金の前に事務費補助金というふうに入れるべきということでございますか。

森岡委員 当然、事務費についてのカットはそのとおりなんですけど、補助金をすべてという形になると……。

三鴨課長 ほんなら事務費という語句を入れさせてもらって、限定させていただくことでよろしいでしょうか。

森岡委員 いうことでよろしいんですかね。

三鴨課長 よろしいですか。

森岡委員 そこら辺の、これ16年度からすべての補助金を廃止するということになると、補助金が出せんようになっちゃう。

三鴨課長 会見町の場合ですけれども、先ほど申しあげましたように、15年度で業務がなくなりまして……。

森岡委員 西伯町はまだ残ってるわけよ、20……。

三鴨課長 会見は全くありませんもんですから、西伯さんの西伯町土地改良区の補助金の中が事業分と事務費分とに分かれてるのでという。

森岡委員 そうそう、2つある。事務費分と事業分がありますから、この16年度から完全に補助金を廃止しようということにはなりにくい。

三鴨課長 意味はわかります。

森岡委員 意味はわかっていただけだと思います。

三鴨課長 わかりました。表現の仕方を……。

森岡委員 いわゆる事業費補助金については存続をしていただかないと、受益者が100%払わないけんようになっちゃう。債務負担行為でいつかのあれがありましたけどね、吉次委員さんから土地改良区の債務負担行為が何十項目もがいに残っちゃったのがありますよ。

三鴨課長 会見の。

森岡委員 いや、西伯の話。

三鴨課長 西伯の。

森岡委員 会見はきれいに 16 年度で終わるらしいですけど。

三鴨課長 そうしますと、先ほどのご意見の意味は、課題の中で指摘されるように字句直させてもらうとして。

森岡委員 それはお願いしておきます。

坂本会長 今の調整方針を、ちょっこい変更後 16 年度から廃止するの部分をね、事務費補助金を……。

森岡委員 事務費補助金を廃止するということなら。

坂本会長 廃止することに。事務費補助金というのを一言入れといてもらったら良い。

森岡委員 そうしていただければ、いただいとかないと、補助金が事業費補助金までカットされることになりかねませんから。

坂本会長 これは債務負担行為で議決をいただいておりますからね。

宇田川委員 いや、基本的には課長が答えるべきなのに、予算を組み立てる方が答えな、課長、そげにみんながええって言わもんならええわけだけんな、予算を立てる方の側が、いや、それはおまえ間違っちょうでという指摘をされにゃあ。

森岡委員 いや、16 年度予算、そういうふうに西伯町の場合、設定がしてありますから。事務費補助金はカットされたけども、事業補助金の方は計上はしてあります。あるはずで

三鴨課長 確認させていただいて。

坂本会長 いや、間違いない、そげです。

三鴨課長 調整方針の変更後を 16 年度から事務費補助金は廃止するというふうに直させていただきます。

坂本会長 私の方でちょっと変更させてください。調整方針の中に、16 年度から事務費補助金は廃止する。「事務費補助金は」というのを入れてやっていただきたいと思います。

よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。

宇田川委員 ちょっと一つ。

坂本会長 どうぞ。

宇田川委員 ニートリアの駆除の、これは免許制になっておるのかどうかという。

イノシシは誰がとってもよくて、今いわば、ここに、だって今さっきの集落で檻を作るってというのは、イノシシのね、誰がとってもよくて、それでニートリアの場合は免許制になっておるかということをちょっと。

坂本会長 三鴨課長。

三鴨課長 どちらも有資格者が捕獲ができるというふうに思っていますけど。

宇田川委員 さあ、そげだないかと思ったけども、部落で云々ってというのがあったもんだけん、結局みんな、畏の資格を持たれた人という意味ですね。

三鴨課長 はい。

宇田川委員 わかりました。

坂本会長 他にございませんか。

ないようでございますが、一応当初予算で若干の、従来定めておりました調整方針が変更になった部分について、見直しをしました。このことについて、御了解をいただいたということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 では、以上で協議事項を終えたいと思います。

日程に従いまして、5番、報告事項(1)合併申請手続きについてを議題といたしております。

事務局から。

桐林次長 それでは、合併協議の資料の方では4ページでございます。

報告事項第1号、合併申請手続きについて、ご報告申し上げます。

平成16年10月1日から西伯町・会見町を廃し、その区域をもって南部町を設置するために必要な鳥取県知事への申請手続きについては別添のとおりであるということでございますけども、資料の方といたしましては、別添資料1ページからでございます。お聞きいただきたいと思えます。

前回、合併申請書類につきまして、何点か御指摘をいただきました。その1点目が、要害山につきましては、周囲に同名の山が幾つかあって判別できない。したがって、手間山(要害山)というような表記にしたかどうかということございました。2ページの1の(1)、中段でございますけども、そのような表記に変えさせていただいております。

それから河川につきまして、朝鍋川ではなくて小松谷川が合流するという表現の方がよ

いのではないかとのご指摘をいただきました。それをご指摘のとおり変更させていただいております。

それから別表の関係でございます。市町村現況表で、いわゆる文化施設等の状況が現況と違うのではないかとということでございました。県と改めて協議をしてみましたけども、やはり今、事務的な報告がなされておるものと食い違うのは好ましくないということで、現況と違うということを確認しながら、そのままにさせていただいております。

それから、16年3月31日時点の数字をもって最終の資料の調整をしたいと申し出ておりました。その影響で変わりましたものでございますけども、2ページのあたりに住民基本台帳の分での人口の比較をしておりますけども、その内容も具体的に数字が入っております。16年3月末で住民基本台帳の登録者数が両町合わせまして12,324人、これを5年前と比較いたしますと、減少は8人でございます、0.06%ということで実際の数字を入れさせていただいております。

変更になりましたところは以上でございます、4月1日付で申請をいたしております。特に問題がないということでございましたので、この流れでいきますと6月の県議会で議決を得まして、早ければ7月の早いうちにでも総務省の告示があるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 それぞれご指摘をいただいたところを訂正して、4月1日付で申請をしたという報告でございます。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 2番、第2ステージ委員会開催状況について。
事務局。

奥山室長 事務局でございます。

報告事項第2号、まちづくり委員会第2ステージ委員会開催状況について。まちづくり委員会第2ステージ、第1回会議の開催状況は下記のとおりであるということで、先ほど冒頭、会長からお話がありましたが、4月の15日、午後7時から9時までということで、会見町の総合福祉センターの会議室で開催されましたところであります。出席委員数は31名ということでありまして、これは応募者42名のうち31名ということでございます。本日現在、2名の方から辞退の旨の届けがありまして、現在のところ、実数は40名ということでございます。

委員会の進行の経過でございますが、主催者側の方から両町長にご挨拶をいただきまし

て、これまでの経過等、まちづくり委員会の状況等につきまして説明をいたしまして、さらに第2ステージの進め方につきまして、Q&A形式の説明資料に基づきまして、進行をさせていただいたところでございます。

主な決定事項といたしましては、会見町の岡部さんに最初の司会をお願いいたしまして、会長以下、事務局は脇の方で傍聴したということでございます。

1番、委員会の進行方法でございますが、小委員会に分かれて協議した結果を全体会に諮って決定するというところでございます。2番目、委員会での協議、提案事項につきましては、次回の4月28日の第2回の会議で決定をするということでございます。

小委員会の構成であります。3つに分けまして協議をしていただくということでありまして、その所属につきましては、希望の委員会を事務局の方で調査をいたしますということでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど申し上げました4月28日、会見町の総合福祉センターで開催することとなっております。

まず最初に、全体会を開催いたしまして、各小委員会の構成を決定するというところでありまして、小委員会におかれて検討すべき事項を協議するというところでございます。次回以降の各小委員会の開催については、それぞれ委員の協議によって決めるということございまして、それぞれこの住民参画のあり方等につきまして、9月までに合併協議会の方に提言をいただくというようなことをお願いをしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 第2ステージの開催状況についてでございますが、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、次に移らせていただきます。

3番、要望書に対する回答について。

事務局。

桐林次長 それでは資料の6ページ、要望書に対する回答についてでございます。

平成16年3月23日付でまちの未来を語る会、2名の方から提出された要望書に対しまして、別添写しのとおり回答したということございまして、ちょっとお時間をいただきまして、別添資料、8ページ、9ページ、一通り読ませていただきたいと思います。趣旨のみ読ませていただきたいと思います。

要望書に対する回答について。このたびは、当協議会に対して御要望をいただきましたが、住民の皆様が合併に関心をお寄せいただいていることは会長としてうれしく思っているところであります。お申し越しの内容に関する当協議会の見解につきましては下記のとおりです。今後とも御意見、御要望などがございましたら、お聞かせいただきたいと存じますということで、記1、地方自治体が置かれている状況について。

我が国の地方財政制度は変革期にあり、既存の制度を前提にしたり、さらには独自に地方財政制度の変革を想定する手法で財政計画を策定しても、それが将来にわたって有効性を維持し続けるとは考えがたい状況であります。当合併協議会が策定し公表した財政計画もまた、この制約から逃れられるものではないと考えております。

また、いわゆる三位一体改革は交付税、補助金の削減論が先行し、税源移譲については暫定的な方針が示されるにとどまっており、この方針が確定しない間は流動的な計画にとどまらざるを得ないと考えております。

2、今後の財政計画の取り扱い方針について。

上記のような認識から、当合併協議会では、財政計画については恒常的な見直しが必要と考えており、南部町まちづくり計画においては、具体的施策について概算事業費を明示するとともに、毎年適正な時期に見直しを行うことを明記したところであります。

したがって、ご指摘のような観点も含め、南部町発足後の体制において適正な時期に見直しが行われることとなると考えております。あわせて、最初の見直しの時期は平成17年度当初予算の編成時期となるものと考えております。

3、見直し後の財政計画の公表について。

毎年の財政計画の見直し結果の公表については、一人でも多くの住民に認識を持っていただく必要があると考えますが、その手法については、広報紙等への掲載による全戸配布も含め、新町において適切に措置していただくことを望むものでありますということでございます。

4月1日付で回答しておりますけども、坂本会長の方から当初のあいさつでありましたとおり、全国知事会もこの合併協議会と同じ認識を持って、財政の改革に取り組んでいくということで、今日お配りしております申し入れ書、この流れができてきておりまして、そういう要素も含めまして、今後まだ流動的な要素があるというふうに認識しておるところでございます。この合併協議会事務局が怠けておって財政計画の見直しをしないということではないということで、そういうご理解をひとつ賜りたいということで説明にかえ

させていただきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 僕の方からちょっと質問しますが、この回答について何かありましたか。

桐林次長 いえ、その後の……。

坂本会長 特にありませんか。

桐林次長 リアクションいただいておりません。

坂本会長 皆さん方の方で御質疑などあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、以上で報告事項を終えたいと思います。

今後の協議会開催日時について事務局の方から、その他も含めて何かあったらお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の1ページをごらんいただきたいと思います。今後の協議会の開催日程ということで、第26回会議は平成16年5月19日、1カ月後の午後1時30分から会見町役場の会議室で行う予定でございますので、よろしく願いいたします。

それから、その他でございますが、これは4月の23日に平成16年度の合併協議会の連絡会議が総務省の主催で開催されまして、両町長、会長、副会長が出席をするように予定をしております。合併を検討しております市町村間の横のつながり、または合併の一層の促進を図るための会議ということでございますので、御報告させていただきます。以上でございます。

坂本会長 以上、報告がございました26回会議、よろしくお願い申し上げます。

その他ありますか。

森岡委員。

森岡委員 26回会議の19日なんですけども、実は19日から21日まで、正副の議長会、行政調査が入っていますので、両議長は欠席をさせていただくことを前提にお願いをしておきたいというふうに思います。

坂本会長 変えたがええことないかや。できたら今のうちに、皆さんおんなるところで、逃げられんようになっちょう。

森岡委員 随分前に日にち決めてしまっったもんですから、変えることができんもんで。

坂本会長 18日がいけんですな。

森岡委員 18から。

坂本会長 18からですか。戻りなっからが良かな。

森岡委員 24日しかない。5、6は今の全国の激励会があります。

奥山室長 5月24日月曜日。

坂本会長 前の方はどげなかい声がありますが。17日。拡大幹事会がなっちよったな、9時半から。

奥山室長 じゃあ17日の……。

坂本会長 午後。

奥山室長 午前中。

坂本会長 9時半から拡大幹事会だ。

奥山室長 それを前倒しでもっと前に……。

坂本会長 前にして、それで17日の午前中に合併協議会するか。

奥山室長 はい。

坂本会長 いかがでございましょうか。月曜日でございます。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ほんなら、5月17日9時30分、月曜日でございます。ということで、ひとつよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、それではきょうの協議会を以上で閉会にしたいというように思います。

閉会に当たって、三鴨町長さんの方からごあいさつをいただいて終わりたいと思います。

三鴨副会長 きょうもスムーズな会議にさせていただきました、ありがとうございました。これから田植えだとかいろいろ忙しい時期になりますが、体には気をつけて、いい合併が進みますように、ご協力のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。

(閉会 14時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員